

香川高等専門学校学生相談室規程

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第18条第2項目の規定に基づき、学生相談室の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生相談室は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の学生、保護者、教職員からの相談に応じ、学生生活の中で生じる諸問題について、その問題の解決に至るよう、適切な助言及び援助を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 学生相談室は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の学修、進路及び精神上の問題に関する相談、援助
- 二 学生生活の個人的問題に関する相談、援助
- 三 学生相談室の業務に必要な研修、啓発及び他機関との連絡、情報交換に関すること
- 四 学生相談室の業務に必要な調査、研究に関すること
- 五 その他学生、保護者、教職員の相談に関し必要な業務

(組織)

第4条 学生相談室は、次の各号に掲げる者（以下「室員」という。）をもって構成する。

- 一 室長
 - 二 校内相談員
 - 三 校外相談員
- 2 前項第一号の室長は、本校の教員のうちから校長が任命する。
 - 3 室長が必要と認めるときは、副室長を置くことができる。副室長は、本校の教員のうちから室長の推薦に基づき校長が任命する。
 - 4 第1項第二号の校内相談員は、各学科及び一般教育科からの推薦に基づき、校長が任命した者、本校の看護師及び技術教育支援室技術長をもって充てる。
 - 5 第1項第三号の校外相談員は、学外の有識者に校長が委嘱する。

(任務)

第5条 室長は、学生相談室の業務を掌理する。

- 2 室長に事故あるときは、あらかじめ室長の指名する校内相談員又は副室長がその職務を代行する。
- 3 副室長は室長を補佐し、室長の指定する任に当たる。
- 4 校内相談員は、関係教職員と連絡を密にし、第3条第1項各号に掲げる業務を行う。
- 5 校外相談員は、主として専門的な立場から助言を行う。

(任期)

第6条 室長、校内相談員及び校外相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 副室長の任期は、室長の任期を超えないものとする。

(秘密保持)

第7条 学生相談室の室員は、学生相談室の業務を処理するに当たって知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(連絡会議)

第8条 室長は、学生相談室の運営に関して、校外相談員を除く室員による連絡会議を定期及び臨時に招集し、議長となる。ただし、室長が必要と認める場合は、これ以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 学生相談室に係る事務は、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 香川高等専門学校高松キャンパス学生相談室運営規程（平成21年10月1日制定）、香川高等専門学校詫間キャンパス学生相談室規程（平成21年10月1日制定）及び香川高等専門学校詫間キャンパス学生相談室委員会規程（平成21年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年3月3日から施行する。